

畜 産 第 8 1 7 号
令和 2 年（2020 年）7 月 9 日

別記関係各位 様

北海道農政部食の安全推進監

特定家畜伝染病防疫指針及び同指針に係る留意事項の改正について
日頃より本道の家畜衛生の推進にご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。
家畜伝染病予防法第 3 の 2 に基づき、令和 2 年 7 月 1 日付け官報（号外第 136 号）
に、今般の関係法令の改正を踏まえ全部改正された特定家畜伝染病防疫指針（以下
「防疫指針」）が公表されるとともに、同日付け 2 消安第 1567 号（農林水産省消費・
安全局長通知）により「特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止
措置の実施にあたっての留意事項」（以下「留意事項」）について全部改正した旨
通知がありましたので、お知らせいたします。

記

1 防疫指針及び留意事項の改正があった疾病

口蹄疫、牛疫、牛肺疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病
原性鳥インフルエンザ（牛疫、牛肺疫については防疫指針のみ改正）

2 参考

(1) 令和 2 年 7 月 1 日付け官報（号外第 136 号）

<https://kanpou.npb.go.jp/20200701/20200701g00136/20200701g001360000f.html>

(2) 改正後の各防疫指針（留意事項溶け込み版）

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_bousi/

(3) 参考資料：各防疫指針の変更の概要

（令和 2 年 6 月 16 日開催 第 45 回家畜衛生部会資料）

https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/eisei/bukai_45/index.html#siryo

連絡先：生産振興局畜産振興課主査（防疫）

TEL：011-231-4111（内線 27-783）

Mail：honma.shintaro@pref.hokkaido.lg.jp